◇国際会議報告◇

GPF 会議(2022 年 3 月)出席報告

(株)リクルートホールディングス 執行役員 谷口 岩昭

1. はじめに

去る 2022 年 3 月 11 日金曜日、今年第 1 回目となるグローバル作成者フォーラムが、コロナ禍の影響により昨年 11 月実施の GPF 同様オンライン形式で開催された。

日本からは前回同様、富士通(株)坂口和宏氏と筆者の両名が参加した。以下、議事アジェンダ、及び、セッションの討議内容を紹介する。尚、使用されたプレゼンテーション資料については、IFRS ウェブサイトで閲覧が可能であることから、適宜参照頂きたい。

2. 議事内容

<議事内容(以下ロンドン時間、休憩時間等は除く)>

11:00-11:15 オープニング及び議題の紹介

11:15-12:15 サプライヤーファイナンス契約に関して

12:15-13:15 コベナンツ条項が存在する非流動負債に関して

14:00-14:30 IASB 及び IFRS 解釈指針委員会の活動に関するアップデート

14:30-15:00 事務連絡事項(GPFメンバー限定)

3. サプライヤーファイナンス契約に関して

本セッションは、昨年11月に発表された「サプライヤーファイナンス契約に関する追加開示要求」を提案する公開草案の内容について、GPF側の意見を聴取する目的で実施された。内容的には、事前に用意された資料に基づき事務局側が説明を行い、その後、GPFとの質疑応答の時間が持たれた。

尚、サプライヤーファイナンス契約とは、企業の取引ベンダーに対して金融機関が買掛 債務の支払期日以前に資金供与を行い、金融機関は後日に返済を受ける契約を指す。今回 の公開草案では新たな開示要求事項として、①契約条件、②期初及び期末に於ける買掛債

国際関連情報 Report from GPF

務及び借入額の残高、③買掛債務(契約対象内及び契約対象外)の支払期限の幅、が定められている。

また IASB 側によると、今回の追加開示要求については、流動性リスクの集中化に対する利用者側の懸念が背景に存在しており、情報量の拡大を求める声が多いとのことである。

GPF側からは、方向性について大きな異論は発せられなかったが、個別には以下の様なコメントが寄せられ、実際の適用に於いては様々な配慮と対応が必要との意見が支配的であった。

「サプライヤーファイナンスの契約が複数金融機関との間で多岐に渡り、情報収集に多大 な労力を要する。」

「契約枠内での実際の借入実行はベンダー側の裁量で都度実施されており、タイムリーな情報把握に困難が多い。|

「監査手続に於いても、検証対象データが膨大な量に上ることから、相当な手間が予想される。」

「具体的に如何なるタイプの利用者が懸念を持つのかを認識する必要がある。」

「期初と期末の残高のみの開示でも十分と理解する。(個別契約の条件、支払期限の幅等は不要との意見)」

「重要性基準の適用が極めて重要。また、類似契約・取引等は集約して取り扱うと言った 実務的な配慮が必要。」

「開示目的に作成者側の視点も踏まえた具体的な内容を織り込む必要がある。」

「クロスボーダーのサプライヤー取引に於いて、各国法規制上、情報の共有に制約が存在 する場合等個別に配慮が必要。」

「今回は買掛債務に対するサプライヤーファイナンスのみが対象であるが、在庫や売掛金 を対象とする資金供与手段の取り扱いについても検討が必要。|

4. コベナンツ条項が存在する非流動負債に関して

本セッションは、昨年 11 月に公表された「コベナンツ条項が付された負債の流動・非流動区分」に関する公開草案について作成者側の意見を聴取する目的で設定された。

当該事象については、2020年1月のIAS1号の修正により、非流動負債として認識する際に厳密な要件が追加されたものの、実際の運用に於いて様々な不適切な状況が存在することから、今般見直しが検討されている状況にある。

国際関連情報 Report from GPF

具体的には、契約上規定された将来のコベナンツテスト時点の状況に関わらず、決算期末時点でのコベナンツ数値が未達の場合、自動的に流動負債としての表示が強制される。この結果、事業の将来動向・季節性等の要因が流動・非流動区分において考慮されないこととなり、情報としての有用性に限界が生じている。

今回の提案では、決算期末時点でのコベナンツ遵守状況による厳密な要件を緩和し、非 流動性負債としての表示基準について合理的な修正を図っている。一方で、期末日以降に 実施するコベナンツテストに関して、作成者側の見通しに関する記述を開示要件とする提 案も行っている。

以下、各々の基準に関する作成者側のコメントを記す。

「将来のコベナンツ違反の可能性が限定的な場合でも、開示を要求することは非合理的である。」

「決算期末時点以降のコベナンツ適合状況について、決算期末時点で将来見通しを示すことは法的リスクを踏まえると困難である。」

「ゴーイングコンサーンに関する評価のトピックとしてカバーされる問題である。」

「貸借対照表の負債金額として直接コベナンツ違反による流動区分金額を別掲表示するア プローチは財務諸表を更に複雑化するので、付属別表等で示す形が望ましい。|

「遡及適用は実際的な見地から困難である。」

5. IASB 及び IFRS 解釈指針委員会の活動に関するアップデート

本セッションは GPF に於いて毎回設定されており、最近時の IFRS に関する動向の報告が行われる。今回も IASB 側の基準開発・新たな公開草案・適用後レビュー等の動向、IFRS 解釈指針委員会に於ける最近時の論点等が紹介された。

今回、具体的な説明対象となった項目は以下の通り。詳細については IFRS 側公表資料を参照頂きたい。

- ・ソフトウェアリセーラーによる売上認識について
- ・低ガス排出車規制に伴うマイナス環境クレジットの負債認識について

6. 次回の予定

次回の GPF ミーティングは CMAC と合同で 2022 年 6 月 16 日と 17 日の両日で実施される予定である。